

1. 件名：運転期間に関する制度について
2. 日時：令和5年1月27日（金）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課法令審査室

高木係員

原子力規制部原子力規制企画課

金城課長、中崎課長補佐、湯澤課長補佐、井上係長

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室

皆川室長、長田室長補佐

5. 要旨：

○原子力規制庁より、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（以下、法という。）第4条第1項の規定に基づく行政文書の開示請求について、以下の点について資源エネルギー庁に伝達した。

- ・原子力規制庁が請求を受けている行政文書開示請求において、当該請求の対象となる文書のうち、資源エネルギー庁から受理した資料は、資源エネルギー庁がその開示部分を的確に判断することができるため、法第12条に基づき移送を行う方針であること。
- ・これに伴い、資源エネルギー庁と事案の移送に係る法第12条に基づく協議を行いたいこと。

○資源エネルギー庁は、事案の移送に係る当該協議を行うことを了解して、面談を終了した。

6. 資料

- ・法第5条の不開示情報が確定し次第掲載